

国家公務員制度改革に関しては、2000年12月の『行政改革大綱』（閣議決定）に基づき、01年12月に「公務員制度改革大綱」が閣議決定された。

この公務員制度改革大綱には、①新人事制度の構築

②多様な人材の確保

等③適正な再就職ル

ールの確立④組織の

パフォーマンスの向

上の4点が、その

骨子として掲げられている。

このうち③の適正な再就

職ルールの確立については、

▼営利企業への再就職に係

る承認制度及び行為規制▼

特殊法人等への再就職に係

るルール▼公益法人への再

就職に係るルール▼再就職

状況全般に係る公表制度▼
退職手当制度の見直し―の
5点が列挙されている。

さらに、08年6月に成立
した「国家公務員制度改革
基本法」に基づき、同年7
月以降は、国家公務員制度
改革推進本部が公務員制度

により、現行の特例民法法
人のうち全国的に活動して
いる法人は内閣府公益認定

等委員会に、都道府県を中
心に活動する法人は各都道
府県に設置された合議制の
公益認定等審議会に、13年
11月末までに申請すること

出捐出資した法人に対し、
「役員の給与水準が高い」
「県退職職員の就任は止め
て若者層の採用をすべき
だ」など、委員から厳しい
意見が出された。

翻って、酒田市や鶴岡市
ではどうだろうか。厳し

公務員制度改革、地方も国に準じて

東北公益文科大学大学院教授 出井信夫

改革の推進の任に当たるこ
とになった。

もとより、地方公務員制
度改革も、国家公務員制度
改革に準拠して、その方向
性は軌を一にすることは当
然の帰結である。

他方、公益法人制度改革

になる。そして公益認定ま
たは一般法人の許可が得ら
れなかった場合には、解散
しなければならなくなる。

ちなみに、筆者が審議会
委員長代理を務めている山
形県公益認定等審議会に昨
年度末申請した、山形県が

であるのであろうか。

筆者略歴 1947年生

まれ。中央大学大学院経済
学研究科修士課程修了。新
潟産業大学大学院経済学研
究科・人文学部教授などを
経て現職。経済学博士、第
三セクター研究学会会長。